

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：朝日村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.9%
全職員	78.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	
本庁課長相当職	89.5%
本庁課長補佐相当職	96.9%
本庁係長相当職	103.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.6%
31～35年	101.5%
26～30年	86.0%
21～25年	90.4%
16～20年	
11～15年	
6～10年	109.9%
1～5年	100.6%

【説明欄】

(1) 役職段階別及び(2) 勤続年数別の空欄の項目については、比較対象者がいないため公表の対象外としている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・給与水準の低い会計年度任用職員がほとんどを占め、かつ女性割合は約8割となっており、女性に偏っているため

【全職員】

・男女それぞれの職員数に占める「会計年度任用職員」の割合が、女性が約5割、男性が約2割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っているため

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。